

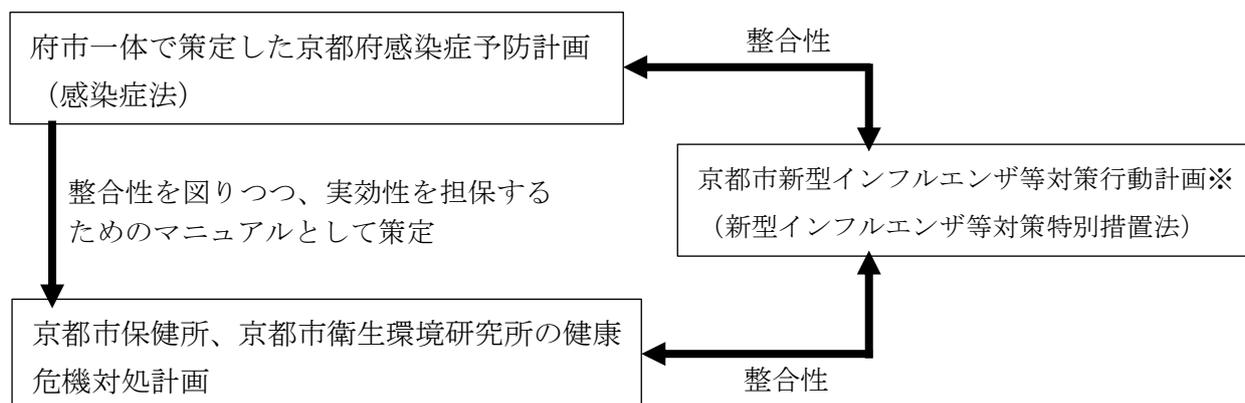
健康危機対処計画（京都市保健所及び衛生環境研究所）の策定
及び令和 6 年度京都市取組状況について

新型コロナウイルス感染症対応での課題を踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えることを目的に、令和 4 年 1 2 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び地域保健法等が改正され、保健所設置市に感染症対策の方向性等を定める予防計画の策定義務等が新設されました。

あわせて、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正により、保健所及び地方衛生研究所において、同予防計画に定める保健所体制及び検査体制等の実行性を担保するための「健康危機対処計画（感染症編）」の策定が求められることとなりました。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応の取組・経験を生かした「京都市保健所健康危機対処計画」及び「京都市衛生環境研究所健康危機対処計画」を策定しております。

（参考） 健康危機対処計画と各法定計画の関係



京都市保健所健康危機対処計画（概要版）

1 計画の概要

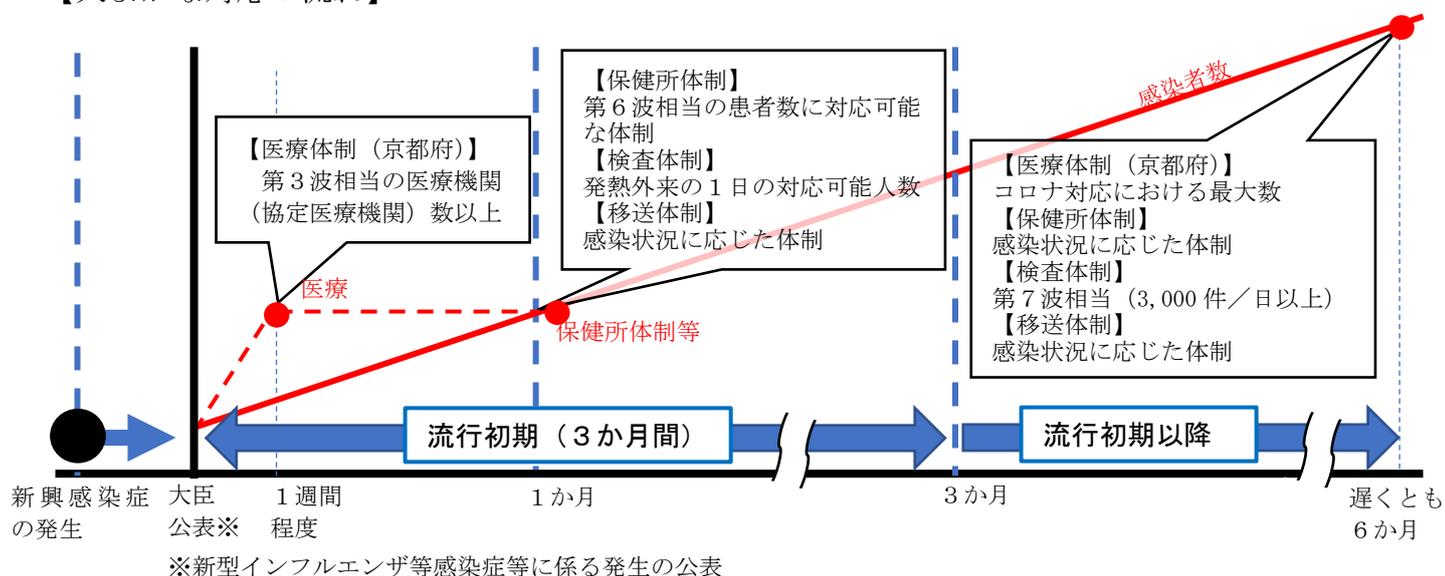
本計画は、基本指針に則り、京都市保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、その具体的方策を示すものとして、感染症による健康危機における人員体制の確保、関係機関との連携、業務効率化、人員育成のための研修・訓練等について定めるものである。

また、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく行動計画及び医療法に基づく医療計画等並びに京都市感染症健康危機管理実施要綱との整合性を図りながら策定する。特に、保健所の体制整備及び人材の養成・資質の向上については、京都府と京都市で共同策定する京都府感染症予防計画に定められる数値目標の達成を目指すものとする。

【計画期間】

令和6年4月1日～（毎年実施する平時における訓練等を踏まえて定期的に見直し）

【大まかな対応の流れ】



京都府感染症予防計画や国の健康危機対処計画の策定に関するガイドラインにおいて、第6波と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、「流行開始から1週間以内に、第3波相当の医療体制の確保」、「流行から1か月以内に、第6波相当の患者数に対応可能な保健所体制の整備等」、「流行開始から6か月以内に、コロナ対応における最大数の医療体制の確保等」が定められているもの。

2 平時における準備

(1) 業務量・人員の想定及び準備

ア 業務量の想定

新型コロナウイルス感染症がオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、平時から保健所体制等の調整を行う。

【参考】新型コロナウイルス感染症第6波の感染状況

期間：令和3年12月21日～令和4年6月14日

感染者数：103,650人

1日当たりの最大感染者数：2,089人（令和4年2月9日広報分）

イ 人員数の想定

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表から1か月間に想定される業務量に対応するために、感染状況に応じ、人事異動による増員、保健師等の応援、民間人材派遣、全庁からの応援、IHEAT要員により、人材を確保する。

	基本体制	局内応援	1号体制	2号体制	3号体制
発令基準	—	公表※直後	公表から2週間後	感染状況に応じて判断	感染状況に応じて判断
保健所体制（人）	18	85	168	317	562

※ 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定による公表をいい、以下「新型コロナウイルス感染症等に係る発生の公表」という。

ウ 人材育成等

保健所業務に従事する可能性がある者（医療衛生推進室職員、医師、保健師、薬剤師、獣医師、看護師、局内応援体制の名簿記載者等）に対し、少なくとも年1回研修等を実施

(2) 有事の際を想定した組織体制

ア 保健所内の体制

保健所長の指示の下、統括保健師による一元的な指揮系統を構築するとともに、医師と連携し対応する。また、労務、予算、庶務を統括する事務職課長を設置し、統括保健師と連携して業務に当たる。

有事の際は次表の感染症有事体制に移行し、京都市保健所感染症対策本部を設置する。

【感染症有事体制】

大臣公表以降					
グループ1（A～C班）			グループ2（D・E班）		健康危機対策担当（通常業務）
大臣公表1か月経過以降					
A班 （検査・初診調整等）	B班 （疫学調査等）	C班 （健康観察・入院調整等）	D班 （対策立案、調整、予算等）	E班 （IHEAT、公費、広報等）	健康危機対策担当（通常業務）

イ 全庁応援体制の運用

感染状況に応じて、1号体制以上を発令する等、必要な人員体制を確保する。

また、新型コロナ対応を想定した業務ごとの詳細なマニュアル、FAQ、受入時に実施するオリエンテーション資料をあらかじめ作成し、有事の際は感染症の性状に合わせ内容に修正し、活用する。

ウ 職員の安全管理・健康管理

保健所業務に従事する職員の安全管理、健康管理、労務管理を適切に整備する。

エ 施設基盤・物資の確保

庁舎内の会議室の使用等により、速やかに増員や物資の保管ができる物理的スペース（執務室や休憩室も含む。）を確保する。

感染防止に係る消耗品に関しては、感染拡大等により世界的な物資不足の発生に備え、保健所と消防局が連携した回転型備蓄体制を構築する。

(3) 業務体制

相談、地域の医療・検査体制整備、積極的疫学調査、健康観察・生活支援、移送、入院・入所調整、水際対策について、平時から必要な体制を確保するとともに、有事の際は積極的に業務の委託化や京都府との一元化等を検討する。

業務マニュアルを策定しておき、必要に応じて改正する。

(4) 関係機関との連携

京都府感染症対策連携協議会への参加等により、京都府、京都府医師会等の関係機関との連携体制を整える。

高齢者施設等、学校、保育所等の所管部局、及び消防局とも連携体制を構築する。

(5) 情報管理・リスクコミュニケーション

ア 情報管理

感染症サーベイランスシステムや感染症自己報告システム HIROMEZU（以下「HIROMEZU」という。）を効率的に活用するとともに有事の際は、HIROMEZU を速やかに改修することで、情報を迅速かつ適切に管理・伝達できるようにする。

イ リスクコミュニケーション

市民の感染症に対する理解を深め、適切な行動をとっていただくため、感染症の発生状況等を広報する。

京都市における感染症の発生動向に関しては、京都市感染症情報センターにおいて週単位で取りまとめている「京都市感染症週報」により、情報発信を行う。

京都府医師会、京都府病院協会及び京都私立病院協会等に対し、必要に応じて迅速な情報提供を行う。

3 感染状況に応じた取組、体制

平時における準備で示す項目（組織体制、業務体制、関係機関等との連携、情報管理・リスクコミュニケーション）について、「海外や国内で新たな感染症が発生した時」「流行初期」「流行初期以降」「感染が収まった時期」という感染状況に応じた取組を実施する。

4 その他マニュアル

感染症発生時において、国方針や本計画に基づき対応する他、疾患別に本市が策定するマニュアルを踏まえて対応する。

令和6年度 京都市保健所健康危機対処計画に基づく研修・訓練実施状況

項目	研修名	実施日	研修内容	対象者	参加者数
保健所内研修	初動対応訓練	令和6年6月14日 令和6年6月28日	① 京都市保健所健康危機対処計画の概要講義 ② 初動対応に係るグループディスカッション	保健所職員	33
	移送訓練	令和6年11月11日	新興感染症発生時を想定した保健所の移送及び感染症指定医療機関の受入に係る訓練	保健所職員 感染症指定医療機関等関係者	103
	検体採取訓練	令和6年12月26日	① 個人防護具の着脱訓練 ② 検体採取訓練	保健所職員	22
免許・資格職研修	免許・資格職研修 (基礎研修)	令和6年7月24日～ 10月18日	① 京都市保健所健康危機対処計画 ② 感染症に対する基本的知識 ③ 感染症法に基づく措置 ④ 感染症法に基づく保健所の対応 ⑤ 積極的疫学調査の位置づけ ⑥ 積極的疫学調査の手順	保健所職員（医師、保健師、薬剤師、獣医師、看護師）	237
	免許・資格職研修 (実践訓練)	令和6年8月21日 令和6年9月5日 令和6年9月11日	① 演習「ロールプレイング ー積極的疫学調査をやってみよう！ー」 ② 演習「PPEの着脱」	保健所職員（保健師、薬剤師、獣医師）	134
	京都府・京都市IHEAT研修会	令和7年2月5日（予定）	① 【京都府】地域保健法改正に伴うIHEAT運用要領や活動等について ② 【京都市】京都市保健所の活動について ③ 講演「健康危機における感染症対策について（仮）」	IHEAT登録者	-
その他研修	事務職向け基礎研修	令和6年7月24日～ 9月20日	① 京都市保健所健康危機対処計画 ② 新興感染症等の発生後の流れ ③ 想定される保健所応援業務 ④ 感染症の基礎知識	市職員（事務）	34

(2) 関係機関との連携及び地方衛生研究所間の連携

感染症危機発生時の円滑な連携を確保するため、平時から関係機関との連携を構築することが重要であることから、本庁をはじめ他の地方衛生研究所及び国立試験研究機関等との意見交換や調整等を通じて、連携を強化する。

また、府保環研とは緊密に連携したうえで、感染症危機事案に対応していく。

(3) 人材の確保、育成

感染症危機発生時、速やかに予防計画で定めた検査の数値目標を達成する検査体制に移行できるよう、平時において計画的な研修を実施し、応援可能な人材を育成する。さらに、第一報から検査結果連絡等の一連の流れに沿った実践型訓練を実施する。

(4) 検査実施体制の確保等

感染症危機の発生に備えて、平時から検査マニュアル及び検査機器等の整備、検査試薬等の備蓄等の整備を行う。

(5) 情報の収集と提供

平時から他の地方衛生研究所、国立試験研究機関、本庁等の関係機関と連携し、情報ネットワーク体制を構築するとともに、感染症危機への対応に必要な情報の収集及び提供を図る。

(6) 調査研究の推進

京都大学医学部付属病院との協定に基づく共同研究及び地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究に積極的に取り組むことにより、新たな知見の収集や職員の人材育成にもつなげていく。

3 発生段階に応じた取組、体制

感染症危機発生時の対応については、発生段階に応じた適切な体制整備や対応が必要となることから、当研究所における発生段階ごとの取組を実施する。

4 感染防御策、業務継続計画の策定

感染症危機の発生時、職員が感染しないよう予防対策が重要であり、具体的な準備、対応を行う。

また、平時の全ての業務について業務の優先度を設定し、予防計画で求められている検査目標を達成するため必要な検査人員体制を構築する。

令和6年度 京都市衛生環境研究所健康危機対処計画に基づく研修・訓練実施状況

	人材育成研修		実践型訓練	検査対応初動訓練
	基礎編	実務編		
実施日	令和6年8月8日	令和6年9月11日 令和6年10月17日 令和6年10月30日	令和6年12月26日	令和7年1月28日～29日
対象者	所内職員*	類似研修未実施の所内職員 (微生物部門除く薬獣職)	所内職員	微生物部門職員
参加者数	32名	11名	22名	5名
実施内容 など	<ul style="list-style-type: none"> 講義形式による (講師：管理課、微生物部門) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症予防計画概要 健康危機対処計画の概要 標準予防策 検体取扱い方法 	<ul style="list-style-type: none"> 実務形式による (講師：微生物部門) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見立て検体を使用し、検体受付から前処理を中心とした全自動PCR検査手技の習得 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等感染症が市内の複数施設で集団発生が起こったと想定して、所内の体制移行及び検査依頼から検査結果返却まで一連の流れを市保健所と共同実施 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理委員会開催 危機管理体制構築 危機管理体制時の各班における役割確認 市保健所からの検査依頼 検体搬入～受付～結果返却 	<ul style="list-style-type: none"> 感染研**主催「新興再興感染症に対する検査対応初動訓練」に参加 感染研から提示された検査マニュアルに従い、配布検査試薬等を用いた検証 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査の初動体制 感染研との連携 感染研が構築した新検査法と検査マニュアルを基にウイルス検出できる体制整備 オンラインツールを活用した情報共有

*所内職員とは、食肉検査部門以外の職員のこと

**国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター